

関西広域連合第3期広域計画の一部改定案について

平成30年1月13日
本 部 事 務 局

現行の資格試験・免許等事務に加えて、平成31年度から医薬品販売に係る登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験を実施するため、以下のとおり広域計画の一部を改定する。

1 広域計画改定内容

現行	改定案
<p>2 広域事務</p> <p>(2) 各分野の取組</p> <p>⑥資格試験・免許等</p> <p>調理師法に規定する調理師、製菓衛生師法に規定する製菓衛生師及び保健師助産師看護師法に規定する准看護師に係る試験及び免許に関する事務（養成施設及び准看護師養成所に係る事務を除く。）並びに調理師法に規定する調理師業務従事者届出に関する事務や資格試験事務の拡充に<u>向けた取組</u>について、以下の重点方針に基づき取り組む。</p> <p><重点方針></p> <p>ア（略）</p> <p>イ 資格試験事務の拡充に向けた取組</p> <p>医薬品販売に係る登録販売者試験、毒物劇物取扱者試験の実施について、構成団体等との調整を<u>引き続き行い</u>、平成31年度<u>において</u>広域連合による試験の実施を目指す。</p> <p>【構成団体が行う業務】</p> <p>調理師、製菓衛生師及び准看護師の試験、免許交付等を広域連合が実施するにあたり、試験委員への就任及び推薦、受験願書の配布及び広報等に関する支援並びに試験・免許事務に関する情報の共有を行う。</p> <p><u>あわせて</u>、新たな資格試験事務の<u>拡充に向けた協議・調整等</u>を行う。</p>	<p>2 広域事務</p> <p>(2) 各分野の取組</p> <p>⑥資格試験・免許等</p> <p>調理師法に規定する調理師、製菓衛生師法に規定する製菓衛生師及び保健師助産師看護師法に規定する准看護師に係る試験及び免許に関する事務（養成施設及び准看護師養成所に係る事務を除く。）並びに調理師法に規定する調理師業務従事者届出に関する事務や資格試験事務の拡充に_____について、以下の重点方針に基づき取り組む。</p> <p><重点方針></p> <p>ア（略）</p> <p>イ 資格試験事務の拡充_____</p> <p>医薬品販売に係る登録販売者試験、毒物劇物取扱者試験の実施について、構成団体等との調整を<u>踏まえた上で</u>、平成31年度<u>から</u>広域連合による試験<u>を実施</u>する。</p> <p>【構成団体が行う事務】</p> <p>調理師、製菓衛生師及び准看護師の試験、免許交付等を広域連合が実施するにあたり、試験委員への就任及び推薦、受験願書の配布及び広報等に関する支援並びに試験・免許事務に関する情報の共有を行う。</p> <p><u>また</u>、新たな資格試験事務の<u>円滑な実施</u>について支援を行う。</p>
<p>5 今後の実施事務のあり方</p> <p>資格試験・免許等事務について、事務の一元化による更なる事務処理の効率化を図るため、医薬品販売に係る登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験の<u>平成31年度から</u>の実施を目指す。</p> <p>（略）</p>	<p>5 今後の実施事務のあり方</p> <p>資格試験・免許等事務について、事務の一元化による更なる事務処理の効率化を図るため、医薬品販売に係る登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験について、<u>平成31年度から</u>実施する。</p> <p>（略）</p>

2 今後のスケジュール

- 2月10日 連合議会全員協議会において議案を説明
3月3日 連合議会3月定例会へ議案を提案

(参考)

関西広域連合 資格試験事務の拡充準備スケジュール（予定）
（医薬品販売に係る登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験の実施）

	実施内容
平成29年度	
8月3日	第83回連合委員会において、資格試験事務拡充に係る実施方針及び広域連合規約変更案を決定
11～12月	構成府県市議会において、規約変更案を提案、議決
12月21日	広域連合規約変更に係る総務大臣への許可申請
同上	第88回広域連合委員会において、第3期広域計画変更案を決定
1月4日	広域連合規約変更に係る総務大臣許可 （変更規約施行日は平成31年4月1日、なお附則において、施行日までの間の経過措置として、試験の実施に必要な準備行為をすることができる旨を規定）
1月13日	広域連合議会総務常任委員会において、第3期広域計画変更案を説明
2月10日	広域連合議会全員協議会において、議案「関西広域連合広域計画の一部を変更する件」及び試験実施準備費用を含む平成30年度当初予算議案を説明
3月3日	広域連合議会3月定例会において、2月10日の全員協議会で説明を行った議案を提案
平成30年度	試験実施に向けた準備事務 広域連合関係条例の改正手続（手数料条例、附属機関設置条例及び資格試験等基金条例）
平成31年度	広域連合変更規約施行 関係府県から試験事務移管、広域連合での試験事務開始